

## 府中町教育委員会の後援に関する事務取扱要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、事業の後援について、府中町教育委員会（以下「教育委員会」という。）の名義を使用する場合の基準、手続等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において「後援」とは、教育委員会がその事業の趣旨に賛同し、名義の使用を承認することによって支援することをいう。

### (名義)

第3条 この要綱の規定により後援を承認する場合の名義は、「府中町教育委員会」とする。

### (承認の基準)

第4条 教育委員会は、後援の申請があったときは、次の各号に掲げる基準を全て満たす場合にこれを承認することができる。

(1) 事業の主催者が次のいずれかに該当するものであること。

- ア 国、地方公共団体又はこれらに準ずる団体
- イ 公益法人、公共的団体又はこれらに準ずる団体
- ウ その他、所在地及び組織が明確であり、運営が適切であると認められる団体

(2) 事業の内容等が次のいずれにも該当するものであること。

- ア 府中町の教育・文化・スポーツの振興を図るものであること。
- イ 広く町民を対象とするものであること。
- ウ 特定の宗教又は政党を支持するものでないこと。
- エ 営利を目的とするものでないこと。
- オ 法令及び公序良俗に反するものでないこと。
- カ 衛生、災害及び事故防止等について、十分配慮されていること。

### (承認の申請)

第5条 後援の承認を受けようとする団体（以下「申請団体」という。）は、事業実施日の30日前までに、府中町教育委員会後援申請書（様式第1号）により教育委員会に申請しなければならない。

2 教育委員会は、前項の申請にあたり関係資料の添付を求めることができる。

### (承認の決定)

第6条 教育委員会は、前条の規定による申請を受けたときは、審査のうえ承認の可否を決定し、府中町教育委員会後援承認（不承認）通知書（様式第2号）により、申請団体に通知するものとする。

2 教育委員会は、前項の承認にあたり必要な条件を付することができる。

(事業内容等の変更等)

第7条 後援の承認を受けた団体（以下「承認団体」という。）は、承認に係る事業の内容等を変更し、又は事業を中止しようとするときは、府中町教育委員会後援事業変更届出書（様式第3号）により、速やかに教育委員会に届け出なければならない。

(承認の取消し)

第8条 承認団体及び承認を受けた事業が、次の各号のいずれかに該当する場合、教育委員会は当該承認を取り消すことができる。

- (1) 第4条に規定する基準を満たさないことが判明したとき。
- (2) 第5条の規定による申請に虚偽があったとき。
- (3) 第6条第2項の規定により付した条件に違反したとき。
- (4) 承認団体が法令及び公序良俗に反する行為を行ったとき。

2 教育委員会は、前項の承認の取消しによって承認団体が損害を受けることがあっても、その賠償等の責任を負わない。

(事業終了報告)

第9条 承認団体は、事業終了後速やかに府中町教育委員会後援事業終了報告書（様式第4号）により報告しなければならない。

2 教育委員会は、前項の報告にあたり関係資料の添付を求めることができる。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、後援の取扱いに関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

(共催又は後援に関する経過措置)

2 この訓令の施行の際現に府中町教育委員会の共催及び後援に関する基準等について（平成3年教育長訓令第1号）の規定により承認を受けている共催又は後援の取扱いについては、なお従前の例による。

## 様式目次

| 様式番号  | 名称                   | 規定条文 |
|-------|----------------------|------|
| 様式第1号 | 府中町教育委員会後援申請書        | 第5条  |
| 様式第2号 | 府中町教育委員会後援承認（不承認）通知書 | 第6条  |
| 様式第3号 | 府中町教育委員会後援事業変更届出書    | 第7条  |
| 様式第4号 | 府中町教育委員会後援事業終了報告書    | 第9条  |